

令和4年度銚子市チャレンジショップ支援事業補助金募集要項

銚子市では、市内における新規創業や事業承継の支援と、中心市街地を始めとした地域活性化を図るため、銚子市チャレンジショップ支援事業補助金交付要綱に基づき、空き店舗を活用して新たに出店する事業者を支援します。

1 空き店舗とは

指定区域において過去に事業が行われていた店舗であって、本補助金の交付申請時点で事業の用に供されていないもの。なお、事前に市の登録を受けた店舗が補助対象となります。

(登録店舗については随時登録を行っていますので、市のホームページでご確認ください。)

2 補助対象となる事業者

(1) 個人または法人(中小企業者に限る。)若しくはその他の団体

※市内、市外の在住を問いません。

(2) 事業に必要な許認可を取得している者(営業開始までに取得すればよい許認可等を除く。)

(3) 納税すべき市町村税を滞納していない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配するもの者ではないこと

(5) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う者ではないこと

3 補助対象とする事業及び条件

(1) 指定区域の空き店舗(登録店舗)において事業を行うこと。

(2) 原則1週間当たり土日を含み3日以上営業を行うこと。

(3) 1日当たり6時間以上の営業を行うこと。

(4) 原則として、小売、飲食、サービス業等の観光客の利用が見込まれる業種又は市内外からの回遊客が立ち寄りやすい業態の事業であること。

(5) 銚子商工会議所に入会すること

(6) 出店する区域の商店会等に入会すること

4 補助対象としない事業

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める事業

(2) フランチャイズチェーン方式による事業

(3) 令和5年3月末までに事業を開始しない事業

(4) 専ら店舗を事務所又は倉庫として利用する事業

(5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業

(6) その他市長が適当でないと認める事業

5 補助対象経費及び補助金額

(1) 家賃に対するもの

- ・対象経費：店舗の家賃（住宅部分、敷金、礼金、共益費及び駐車場代並びに仲介手数料その他の賃貸借契約に要する諸費用を除く。）
- ・対象期間：開業日の属する月の翌月から起算して令和5年3月分まで
（令和5年度予算の成立を前提として、最大で令和6年3月分までが対象となります。）
- ・補助金の額：補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、月額5万円を限度とする。

(2) 改装費及び設備導入に要する経費

- ・対象経費：店舗で補助対象事業を開始するための改装又は設備導入に要する経費
- ・補助金の額：補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を限度とする。

6 補助対象事業の認定申請から補助金交付までのスケジュール（変更する場合があります。）

(1) 募集期間

令和4年10月3日（月）から令和4年11月15日（火）まで

(2) スケジュール

- ・事業計画認定申請受付 令和4年10月3日（月）から
- ・事業計画の審査（面談） 令和4年11月中旬から下旬を予定
- ・事業計画の認定・不認定通知 令和4年11月下旬を予定
- ・補助金交付申請（事業計画認定後、補助金の交付申請・請求が可能となります。）
- ・店舗改装・設備導入等（対象経費支払い前に補助金の概算請求が可能です。）
- ・営業開始 ※令和5年3月末までの営業開始が補助対象事業の条件となります。

7 申込書の提出

申請書類及び提出方法については次のとおりです。応募の際には、市観光商工課産業振興室に事前にお問い合わせ下さい。

- (1) 本事業へ応募される方は、銚子市観光商工課産業振興室の窓口で配布する銚子市チャレンジショップ支援事業補助金事業計画認定申請書（様式第2号）に、次の書類を添付して提出してください。（申請様式については、市ホームページからダウンロードできます。）

- ア 申請者に関する調書
- イ 事業計画書
- ウ 出店予定場所の位置図
- エ その他市長が必要と認めるもの（月別収支計画書等）

- (2) 認定申請書は、持参（平日午前8時30分から午後5時15分まで）または、メール、郵送（締切日までに必着）で、銚子市観光商工課産業振興室までご提出ください。

8 審査及び審査の結果

- (1) 募集期間の終了後、認定審査のための意見聴取会を行います。なお、この面談の際、応募者による概要説明等を行っていただく場合があります。

- (2) 審査では、提案した事業の内容、事業の実施能力等を総合的に審査、評価及び採点を行います。
- (3) 審査において、採点を合計した点数が一定の基準を満たすときは、点数の高かった者から順位を決定し、当該応募者について認定するものとします。
- (4) 認定予定件数は、予算の範囲内で2件です。
- (5) 審査の結果は、文書で通知します。
- (6) 提出いただいた申請書類等は返却しません。
- (7) 審査結果に関する個別のお問い合わせには応じません。

9 無効又は失格

事業計画の認定にあたって、次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 一の申請者が同時に複数の認定申請書を提出した場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、事業を開始することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 概要説明等の要請に応じない場合
- (5) 前各号に定めるもののほか申請にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他本募集要項に定める事項に反する場合

10 その他

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 補助金の交付決定前に改装工事に着手したり、設備を購入した場合は、当該経費に係る補助金を交付しません。
- (3) 事業計画認定申請書を提出する時点では、出店予定の空き店舗との賃貸借契約を契約している必要はありませんが、審査等を経て認定された事業の補助金交付申請をするにあたっては、出店する店舗の賃貸人と賃貸借契約を締結していることが必要になります。
- (4) 記載事項に虚偽があった場合等は、出店後であっても決定を取り消し、交付した補助金の返還を求めることもあります。
- (5) 補助金の交付決定を受けた事業については市のホームページ等で公表します。

【お問い合わせ】

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市 観光商工課 産業振興室 商工労政班

電話：0479-24-8932（直通） FAX：0479-25-0277

E-Mail：shorou@city.choshi.lg.jp